

労働施策における福祉・介護人材確保対策について

介護労働者雇用管理改善等の主要関連施策について

(平成21年度内示額 159億円)

<介護関係助成金の概要>

1 介護人材確保職場定着支援助成金(仮称)(116.8億円)【新規】

●特定人材対策(18.2億円)

雇用管理改善に関連する業務を担う人材として、特定労働者(訪問介護員(1級)等の資格を有し、実務経験が1年以上ある者等)を雇い入れた場合に助成。

☆助成内容:特定労働者1人当たり6箇月で70万円まで助成(ただし、1事業主につき3人まで)。

●未経験者対策(98.6億円)【平成20年度第1次補正により12/1から実施した分及び20年度第2次補正による拡充分を含む。】

介護サービスに従事する者として、介護関係業務の未経験者(新規学卒者を除く。)を雇用保険一般被保険者(短時間労働者を除く。)として雇い入れた場合に助成。

☆助成内容:6箇月以上定着した場合に、未経験者1人当たり25万円まで、さらに6箇月以上定着した場合、合わせて1年間で50万円(年長フリーター等の場合100万円)まで助成(ただし、1事業主につき3人まで)。

2 介護労働者設備等整備モデル奨励金(仮称)(18.8億円)【新規】

介護労働者の作業負担軽減や腰痛対策のため、事業主が介護福祉機器(移動リフト等)の導入・運用計画を提出し、厚労省の認定を受けて導入した場合に助成。

☆助成内容:介護福祉機器導入に係る所要経費の1/2を助成(上限250万円まで)。

3 雇用管理制度等導入奨励金(仮称)(2億円)【新規】

介護関係事業主が、キャリアアップ、処遇改善等のための各種人事制度を導入(既存の制度の見直しを含む。)・運用(必須)し、かつ、採用・募集、健康管理等の雇用管理改善事業を実施した場合に、その費用の一部を助成。

☆助成内容:各種人事制度の導入(10/10)、それ以外は経費の1/2を助成(上限100万円まで)。

4 介護雇用管理改善推進委託費(仮称)(6.8億円)【新規】

介護関係事業主団体や地方公共団体等に対して、人材確保対策や雇用管理改善対策、イメージアップ対策のための事業を委託(企画提案型)。

☆ 委託内容:全国的なモデル事業に対しては上限3千万円、地域の事業主団体等が行う取組に対しては上限500万円を委託(1事業当たり)。

◎介護分野における労働力需給調整機能の整備、強化 「福祉人材確保重点プロジェクト(仮称)」の推進等による福祉人材確保対策の強化(7.4億円)【新規】

ハローワークに「福祉人材コーナー(仮称)」を創設し、関係機関との連携による潜在有資格者等の掘り起こしや、きめ細かな職業相談、職業紹介、求人者への助言、指導等により、福祉・介護サービス分野の人材確保対策を強化する。

◎雇用管理の改善のための相談援助事業(4.9億円)

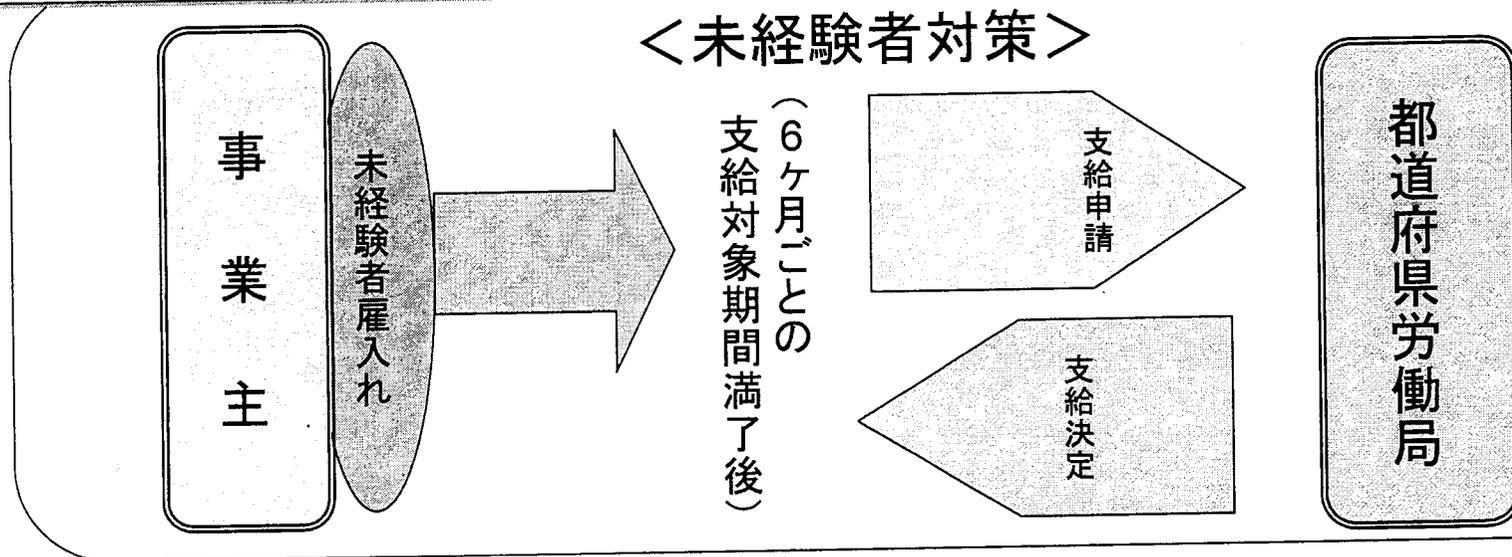
介護労働安定センターの支部に介護労働サービスインストラクターを配置し、雇用管理の改善等についての相談援助や介護関連情報の収集・提供を行うとともに、雇用管理コンサルタントによる専門的な相談援助や介護労働者の実態調査、雇用管理者講習等を実施。

介護未経験者確保等助成金

1. 概要

介護関係業務の未経験者(新規学卒者を除く。)を雇用保険一般被保険者(ただし、短時間労働者を除く。)として雇い入れ、6ヶ月以上定着した場合に、未経験者1人あたり25万円、さらに6ヶ月以上定着した場合、合わせて50万円まで助成(ただし、1事業主につき3人まで)。この未経験者対策については、平成20年12月1日より実施。

2. 支給までの主な流れ



※ この資料は、制度の概要を説明したものです。

支給要件等の詳細については、平成20年12月1日以降、最寄りの都道府県労働局に、お問い合わせください。

生活対策の概要

○ 介護人材等の緊急確保対策の実施等

① 介護人材確保職場定着支援助成金の拡充

介護業務未経験者で年長フリーター等を雇い入れる事業主に対して助成。

年長フリーター等が6ヶ月以上定着した場合に、1人あたり50万まで、さらに6ヶ月以上定着した場合、合わせて1年間で100万円まで助成。

(平成20年度第1次補正により、平成20年12月1日から実施している「介護未経験者確保等助成金」の拡充)

② 介護労働者設備等整備モデル奨励金の創設

介護労働者の作業負担軽減や腰痛対策のための介助福祉機器(移動リフト等)について、事業主が導入・運用計画を提出し、厚労省の認定を受けて導入した場合に、導入に係る所要経費の1/2を助成(上限250万円まで)。

課題

- 非正規労働者の解雇・雇止めがH20. 10～H21. 3の間3万人発生する見込み
(厚生労働省調査)
- さらに、派遣労働者2009年問題が懸念される

- 非正規労働者の多くは、製造業等において単純作業を行っており、技能が身に付いていない者が多い
- そのため、再就職に際して、安定した雇用に就くためには、職業訓練を受講し技能を身につけることが必要
特に、今後雇用の受け皿として期待できる分野に係る職業訓練を受講することが求められる

(参考)

- 有効求職者数の増加
207万人(H19. 10) → 214万人(H20. 10)
[有効求人倍率1. 07倍→0. 84倍]
- 職業訓練応募倍率の増加
1. 72倍(H19. 9) → 2. 04倍(H20. 9)
[(独)雇用・能力開発機構の委託訓練の実績]

- 今後雇用の受け皿として期待できる分野
 - ・介護分野 [有効求人倍率1. 97倍、充足率24. 1%]
 - ・IT関連 [システムエンジニア:有効求人倍率5. 70倍、充足率4. 3%] (平成19年8月)

対応策

失業者の増加に備え、離職者訓練の定員を大幅に拡充
(民間教育訓練機関等への委託訓練)
(3. 5万人の増(平成21年度離職者訓練定員全体:約19万人))

1. 安定雇用に向けた長期訓練の実施(17, 500人)

左記の課題があることから、非正規労働者に、求人ニーズがある分野の技能を身につけさせる必要があるところ

今後雇用の受け皿として期待できる分野での安定雇用に向け、長期間の訓練を実施する

- ・介護分野 9, 760人(6か月及び2年訓練)
 - 6か月訓練 ホームヘルパー1級養成コース6, 000人
 - 2年訓練 介護福祉士養成コース3, 760人
 - (※ 従来の3か月訓練ではホームヘルパー2級の資格取得に留まる)
 - ・IT関連 5, 240人(6か月訓練)
 - 6か月訓練 Java等プログラミング系資格取得
 - (※ 従来の3か月訓練ではエクセル・ワードの基本的操作の習得に留まる)
- [注] 上記は、都道府県において実施するものであり、このほかに(独)雇用・能力開発機構において2, 500人の標準6か月訓練を実施

2. 3か月訓練定員の拡充(17, 500人)

有効求職者の増加等により、職業訓練の需要が増大すると見込まれることから、既存の3か月訓練についても拡充を図る

- ・介護分野 2, 730人
 - 3か月訓練 ホームヘルパー2級養成コース

など

委託訓練制度について

1. 概要

国及び都道府県が行う公共職業訓練（離職者に対する訓練）について、ものづくり系を中心に公共職業能力開発施設内で行うほか、民間で実施できるものづくり系以外の訓練については、多様な人材ニーズに機動的に対応するため、専修学校などの民間教育訓練機関等への委託訓練を活用。

2. 実施形態

委託先	専修学校・各種学校、大学・大学院、NPO、事業主、事業主団体
委託主体	独立行政法人雇用・能力開発機構（都道府県センター） 都道府県（職業能力開発主管課）
訓練対象者	離職者（ハローワーク求職申込者）〔受講料：無料〕
訓練コース	例：OA事務コース、経理事務コース、情報処理システムコース 介護サービスコース、販売実務コース等
訓練期間等	標準3カ月（1カ月当たり原則100時間以上）
委託費	受講者1人1月当たり6万円

《実績》

○平成19年度 約66,000人が受講、就職率は69.0%

社会保障国民会議 最終報告
(平成20年11月4日) (抄)

(略)

3 中間報告後の議論

(略)

(2) 能力開発政策

(略)

② 能力開発施策体制の強化

職業能力訓練校等のコース・カリキュラムを介護などの今後一層成長が見込まれる分野のウェイトを高めるよう見直すとともに、その内容も就労時に実際に求められる能力の開発につながるものとするなど、就労ニーズに即した能力開発の実現に向け、至急かつ継続的に取り組むべきである。

新たな雇用対策（抄）

（平成20年12月5日 与党新雇用対策に関するプロジェクトチーム）

（略）

2. 再就職支援対策（雇止めに係る者の対策を含む）

雇用保険のセーフティネット機能の強化、地域の実情に応じた雇用機会の開発、派遣労働者等へのワンストップによるきめ細かな相談・援助、住宅の確保、職業訓練の拡充等の対策を強化し、円滑な再就職を促進する。

（略）

⑧ 離職者訓練の実施規模の拡充等

失業者の増大に備え、離職者訓練の訓練定員を大幅に増加する。また、若者が基礎的能力を習得するための訓練等若年者の訓練期間中の生活保障給付を拡充する。さらに、社会人の学び直しの機会等が大学、専修学校等で幅広く提供されるよう取り組む。

⑨ 安定雇用の実現に向けた長期間の訓練の実施

今後雇用の受け皿として期待できる分野（介護分野等）での安定雇用に向け、長期間の訓練を大幅に拡充する。